



2001年08月07日

フロン回収・破壊法に基づく料金を公示

- フォルクスワーゲン及びグループ各社^{*1}の使用済みカーエアコン用フロン類を回収する取組みを本格的に実施
- (財)自動車リサイクル促進センターの『自動車フロン引取・破壊システム』^{*2}を利用し、ユーザーへの負担を軽減
- VWインターネット ホームページ <http://www.vwj.co.jp/> にて情報を公開

フォルクスワーゲン グループ ジャパン株式会社(略称:VGJ、代表取締役社長:梅野 勉)は、2002年10月1日より本格稼働される、「フロン・回収破壊法」^{*3}にともない、使用済みフロン類の処理を確実かつ低コストで実現するために、財団法人自動車リサイクル促進センター(理事長:鈴木孝男氏)の「自動車フロン引取・破壊システム」の利用を決定。さる7月31日(水)、同センターとの間に業務委託契約を締結しました。

弊社では、国内インポーターに求められる義務を履行するため、本格実施を迎える同法に基づいて、弊社取扱いブランドの正規、並行輸入の如何にかかわらず、責任を持って該当車両の使用済みフロン類の回収・破壊に努め、インポーターとしての社会的責務を果たすためにも、日本自動車輸入組合(JAIA)及び加盟各社同様、今後も積極的にこの問題に対して取り組んで参ります。

本件に関する詳しいご案内は、VWインターネット ホームページ <http://www.vwj.co.jp/> にも掲載され、いつでもご覧頂けます。また、対象車両のカーエアコン用フロン類の処理費用は下記の通りです。

- 車検証上に記載されている対象自動車の車名
「フォルクスワーゲン」、「ベントレー」、「ロールス・ロイス」
- 自動車オーナーにお支払い頂く金額(上記車両に該当する料金。自動車フロン券ご購入金額:台当たりの税込み金額)
2,580円(バスを除く自動車1台あたりの処理料金)
- フロン類回収事業者を支払われる回収料金(上記車両に該当する料金。台当たりの税抜き金額)
「特定製品に係わるフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)」に従い、VGJでは下記の通り、フロン類回収事業者を支払われる金額を記載しています。なお、この支払金額は、お客様がご購入される「自動車フロン券」に含まれます。
1,550円(バスを除く自動車1台あたりの処理料金)
- 自動車フロン券(カーエアコン フロン回収・破壊費用払込券)のご購入方法
 1. 「自動車フロン券」(2,580円/1枚)は、2002年9月20日より全国の郵便局、コンビニエンスストア5社(順不同:セブンイレブン、ローソン、サークルK、ファミリーマート、サンクス)で取り扱われる予定です。

* 1 VGJは2002年7月31日現在、フォルクスワーゲン、ベントレー、ロールスロイス各ブランドを輸入していることから、上記3ブランドの車が本契約の対象車両となります。

* 2 「自動車フロン引取・破壊システム」については、(財)自動車リサイクル促進センターのホームページをご参照下さい。 <http://www.jarc.or.jp/>

* 3 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)